

# 故松岡孝児博士の金為替本位制論について——研究序章——

田 中 生 夫

松岡孝児先生没後30年追悼

## 目 次

- 1 まえがき 松岡『金為替本位制の研究』（昭和11年6月）
- 2 研究史上の意義
  - (1) 金為替本位制の理論的研究
  - (2) 金為替本位制の実証的研究
- 3 時論上の意義
  - (1) 満州国幣制改革の提唱
  - (2) 松岡「支那の幣制改革と其の意義」（昭和11年1月）および松岡「将来の通貨制度」（昭和8年5月）
- 4 あとがき

### 1 ま え が き 松岡『金為替本位制の研究』（昭和11年6月）

この小論は、故松岡孝児博士（明治26年－昭和31年）の主著『金為替本位制の研究』（昭和11年6月）の研究史上の意義ならびに時論上の意義について、若干の考察を試みるものである。

『金為替本位制の研究』は、その刊行からほぼ50年を経過した現在において

も、この分野の研究における戦前期を代表する著書として知られており、このことは改めていうまでもないであろう。しかし、本書がすぐれた研究書であると同時に、貨幣制度に関する政策構想を提唱した時論上の著作でもあったことは、知られていないように思われる。<sup>\*\*</sup>

ここに貨幣制度に関する政策構想というのは、満州国幣制改革、すなわち、日満ブロックにおける「日本を中心とする金為替本位制」である。しかも、昭和11年すなわち広田内閣馬場蔵相の下に深井英五日銀総裁が留任を余儀なくされた時期において、著者が本書を刊行した主要な動機はこの満州国幣制改革の提唱にあったとあってよい。本書の序文を見よう。

「今本書を世に送るに当り徒に完璧を期して成らざりしものあるを憶ひ衷心秘かに忸怩たるものなきを得ない。唯今日世界特に極東に於ける客観的経済状勢の逼迫は、これ以上この重要問題への検討を猶予し得ないかに見える。是れ即ちここに私が敢て之を上梓しその完成を将来に期せんとせる所似である」。

(松岡前掲書、序文3ページ)

序文のこの言葉に注意して、小論では、本書において著者が何を考えそのうち何を果たしたか、もし残した問題があったとすればそれは何か、これらのことを考察したい。換言すれば、『金為替本位制の研究』の研究史上の意義ならびに時論上の意義を現在からみてうんぬんすることは課題ではない。その当時における意義を考察しようとするのである。本書が残した問題について考察を展開するのは今後の課題であって、いまは、今後の考察のための序章をいうにとどまるのである。

\* 小野一一郎「国際金融」(信用理論研究会編『信用理論体系』Ⅲ、昭和31年); 吉野昌甫、藤田正寛『国際金融論』昭和54年; 小島仁『日本の金本位制時代(1897~1917)』昭和56年; 山本義彦「戦前期日本資本主義の構造的特質」(『歴史学研究』1984年5月)。

\*\* 小林英夫「世界恐慌以降の植民地金融」(加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』昭和58年)。

## 2 研究史上の意義

『金為替本位制の研究』の刊行のすぐ後、田中金司教授が本書に対する紹介と批評を発表した（『国民経済雑誌』第62巻第1号、昭和12年。以下、田中書評と略称）。田中金司教授は『金本位制と中央銀行政策』（昭和4年）の著者であり、ことに「在外正貨論」改訂版（初出は大正15年）を同書に収めているのであるから、その書評は上記の観点から考察を進めるにあたって最良の手がかりである。

がんらい『金為替本位制の研究』は、金為替本位制について「理論的」に考察する第1部と、「実証的」に考察する第2部および第3部から成る。田中書評は主として第1部をとり上げ、第2部については簡単にとどまり、第3部には全く言及していない。このことを念頭におきながら、田中書評を手がかりにまず本書の研究史上の意義を考察しよう。

### (1) 金為替本位制の理論的研究

#### ① 金為替本位制の概念

著者はがんらい本書で資本主義制経済における金為替本位制の地位を明らかにしようと企画したのである。すなわち、資本主義制経済の発展には利潤測定手段としての価値標準物体を必要とし、結局その地位を金が占めるに至ったが、さらに金のみを以て貨幣需要を充たすに不足するに及んで、金と信用との結合物である金為替が登場した。そこで金為替をどのような関係で貨幣制度の中にとり入れたときに、それを金為替本位制と呼ぶのであろうか。ここに金為替本位制の概念の問題が生ずることになる。

田中書評は金為替本位制の概念について、まず狭い概念を示した上で、著者がこのような狭い範囲に限定していないことを指摘し、著者は概念を明確にする必要があると批評する。つぎのとおりである。

狭い概念においては、金本位制を金貨本位制、金地金本位制、金為替本位制に区分するものは、中央銀行の銀行券の兌換形式のいかんである。したがって、金為替本位制は中央銀行が専ら金為替に兌換し、または、少なくとも中央銀行の選択によって金貨ないし金地金または金為替に兌換しうる制度であると解されるべきである。本書の著者の見解はどうであろうか。

著者は、銀行券の兌換規定に金為替による兌換が認められなくても、準備規定に正貨準備の一部として金為替が容認される場合、さらに、金為替が兌換規定にも正貨準備規定にも容認されなくても、金為替が多量に保有されて貨幣政策上重要な意義を発揮する場合にも、金為替本位制の特色をそなえているとしている（1928年以後のフランス）。田中書評によれば、これでは概念が広すぎるのであって、かりに金為替政策の運用によって金貨ないし金地金兌換の機会をほとんど不要に帰せしめ、事実上主として貨幣と金為替との転換により貨幣の価値が調節される状態を金為替本位制というのであれば、一応の説明は立つであろう。要するに、著者はいますこし概念を明確にせよということになる。

著者は金為替本位制の概念を明確にせよとの批評は、そのとおりであって異論をはさむ余地はないと思われる。経済上の制度が法制上または事実上の変化・発展をとげる段階においては、概念規定をどうするのかは容易なことではない。これは今も昔も同様である。本書刊行当時のわが国において、金為替本位制の用語の使用はそもそもどのようであったのか、これは興味深い問題である。しかし、いまはこの問題に入らない。小論の続編において検討する機会を得たい。なお、ここで一言するならば、著者が概念規定に全く無頓着であって何の考慮も払わなかったわけではないことを示す例を、後述で紹介するはずである。

## ② 金為替本位制の場所的・時間的发展

さて、本書第1部の重点は、金為替本位制の場所的・時間的发展に関して理論的考察を加え、これに基づいて金為替本位制の将来を展望するところにある。

田中書評は「本書中最も光彩を放つ部分」と評価するがその紹介は簡単にとど

まる。そこでここでは本書の記述を直接に利用して、田中書評を補充しよう。

\*新庄博『広域経済と貨幣制度』（昭和18年）に同様の評価がある。

金為替本位制は世界（第1次）大戦を契機として、それ以前と以後とで發展上顕著な対照をみせる。すなわち、戦前のそれがアジア的・植民地的（銀価値下落対策としてとられた植民地の貨幣本位制）にして、支払決済的、産業資本的で、かつ為替のための（対本国支払決済、ならびに産業資本の利潤を確保・安定せしめる）金為替本位制の色彩をおびるのに対して、戦後のそれは主としてヨーロッパ的（第1次大戦後の新興国で金に欠亡する経済的弱小国の貨幣本位制）で、貸付資本的、金融資本的で、かつ兌換のための（金融資本国の貸付による金為替を発券準備に繰入れるとともに金の対内的使用を制限する）金為替本位制たるの傾向が強い。

### ③ 金為替本位制の将来展望

著者は金為替本位制の将来をどのように展望するかの問題に入ろう。著者は、戦後の金為替本位制が失敗に終わったのは、それと戦前との相違が見失われたためであるとの所見にもとづいて、金為替本位制の妥当な適用をブロック経済に見出し得るとしている。田中書評は「一見識たるを失わぬ」と批評している。田中書評が与えた評価にはここでは立入らない。問題はその紹介が簡単にすぎることである。そこで、とくに戦後金為替本位制の失敗とこれの救済策については、著者の所見をやや立入って紹介するのが妥当であろう。

重要なのは第2章第4節「金為替本位制の得失と其の修正」である。必要最少限の紹介をしておこう。著者は戦後の金為替本位制について、その長所とは別に、2つの短所を反省している。第1は、短期信用たる金為替を発券準備としているが、短期信用は信用不安による動揺を免れず、それに政治的陰影が加わると金為替が督促されまたは回収されることである。第2は、金為替準備が国際金融市場で利子付きで運用されることに由来するものであって、もし金為替本位制の自由放任的な運用を許せば通貨膨張の危険がともなうことである。

さて、著者はこの反省にもとづいてどのような救済策を構想するのであろうか。つぎにこの問題に入ろう。当時、金為替の保有形式を国際金融市場の商業銀行から中央銀行等の公共機関へ変更する構想（国際連盟案）等があった。しかし著者はこれらの案を技術的として排除し、前記のようにブロック経済への適用を展望するのである。そしてブロック経済への適用にさいしては、金為替本位制の運用を金貨本位制に近く運用する必要を説いているが、このことはとくに興味深いものがある。後に本書の時論的意義を検討するさいにもう一度言及する予定である。

## (2) 金為替本位制の実証的研究

### ① 金為替本位制の国別記述

以上で第1部を終わり、ここで第2部に入るが、田中書評によれば、第2部は世界（第1次）大戦以前と以後における金為替本位制の発展を（世界を諸地域に区分した上で）個々の国について「実証」し、第3部は日本内地、朝鮮および満州国について「論述」している。また、田中書評は、著者のこれに関する詳細をきわめた調査に対して多大の敬意を表しつつ、第2部については若干の記述不備を指摘している。ここでは、まず第2部をとり上げ、なかんづくその記述不備に対していくぶん立入って述べてみよう。

田中書評は、本書には金為替本位制度の記述において若干の「瑕瑾」があることを指摘している。田中書評はとくに、最近のコモンウェルス・バンク・オヴ・オーストラリア（1932年法改正）、新西蘭銀行（1933年）、印度準備銀行（1934年）においては、磅為替ないし債権が少なからず重要な地位を与えられている事実を明らかにし、もしこれ等についての言及があれば、著者が本書で強調しようとしたブロック経済的考察へのよき実証となったであろうという。

田中書評のこの批評は適切である。本書第2部は世界大戦後における金為替本位制の発展をとり上げたとき、オーストラリアおよびニュージーランドにつ

いては記述を欠いているし、また、第17章でインドを述べながらもインド準備銀行についてはとり上げていないからである。<sup>\*</sup>

<sup>\*</sup> この点に関する興味深い文書が北海道大学経済学部「松岡文庫」に所蔵されているので、紹介しておこう。『北海道大学経済学部所属「高岡・松岡旧蔵パンフレット目録」第一冊（1980年）に、「松岡孝児『香港上海銀行』』として示されているもの（74ページ）がそれである。同大学経済学部から便宜を与えられて、その文書を点検した結果をここに記録しておきたい。

それは200字詰原稿用紙635枚におよぶ浄書済み原稿（ただし執筆者氏名の記載なし）であって、香港上海銀行のほか、濠州コモンウェルス銀行、新西蘭準備銀行、印度準備銀行、印度支那銀行、瓜哇銀行、独垂銀行を含む7銀行につき、制度の沿革概要と銀行勘定を記述している。

この文書は序文を欠くが、独立の小著作のための原稿であるとの印象をうける。また日付もないが、インド準備銀行（1934年法律制定、1935年開業）の資産負債表の最近のものが1935年8月であるのに、『金為替本位制の研究』の最近の統計が1934年であることを考慮すると、この文書の作製時期について一応の推定が可能となる。すなわち、本書の執筆完了時（昭和10年秋、松岡前掲書、序文4ページ）以後、それほど遠くない時であろう。

さらに、この文書で重要なのは取上げた銀行であるが、田中書評が指摘した本書の不備をカバーしていることは一目瞭然である。したがって、本書執筆完了の後に著者が、本書の不備を補うことも考慮に入れて、東南アジアを含む西太平洋地域の若干の中央銀行に関する独立の小著作のために準備したものかとも考えられるが、確証はない。

## ② 日本、朝鮮および満州の金為替本位制

第3部の考察に入ろう。第3部は日本、朝鮮および満州の金為替本位制をとり上げている。さきに一言しておいたように、田中書評によれば、それは「論述」であって第2部が「実証」であるのと相違している。第3部はその末尾において満州国幣制改革を提唱しており、この点で第2部と異なることを、田中書評は考慮しているのであろう。それはともかくとして、田中書評は第3部についてはそれ以上に言及していない。したがって、ここでは私の所見をのべることから始めねばならない。

著者は第3部で、日本、朝鮮および満州の金為替本位制に対して、初めて本格的な制度史的研究を加え、また、この研究成果に立って満州国幣制改革を提

唱した。後者は節を改めてとり上げることとし、ここでは前者の制度史的研究についてのべよう。

\* この制度史的研究は著者が本書の中でもっとも自信をもった部分であろう。それはつぎの事実によって容易にうかがうことができる。著者は日本および朝鮮の金為替本位制について、1936年にフランスの学会誌に2編の論文 (La genèse d'un étalon monétaire fondé sur le change-or: Le cas du Japon, *Annales d'histoire économique et sociale*, décembre, 1936; L'origine de l'étalon de change-or en Corée, *Revue économique internationale*, décembre, 1936) を発表し、さらに、1939年にはフランス語の著書 *L'étalon de change or en extrêmeorient*, 日仏会館、昭和14年11月) を刊行したのである。

著者は日本における金為替本位制を、日清戦争終了後、日露戦争期から第1次世界大戦期まで、および大戦終了後に区分して、それぞれの段階的特徴を明らかにした。まず、日本の金本位制の成立(明治30年)は金貨本位制の形式にもかかわらず金為替本位制であるとした。現在ではすでに周知のことであるが、政府が日清戦争賠償金を英貨ポンドで受領し、その一部を日本銀行ロンドン代理店に預入れたままで、そのいわゆる在外正貨を内地正貨準備と同様に扱って日本銀行券を発行させる、償金特別会計法の運用の仕組みを詳細に明らかにした。<sup>\*</sup>そして日本の金為替本位制成立は、第1次大戦前アジア諸国の金為替本位制採用と比べると、銀価値下落の影響を免れようとする点においては軌を一にしながら、賠償金に依存する型である点において根本的に相違することを示したのである。

\* 本書のこの見解が評価されるにいたるのは第2次大戦後のことであり、前掲小野一郎「国際金融」は少なくともその一つである。小野教授はその後さらに進んで、銀本位制から金本位制への移行の処理機構である償金特別会計の運用が、移行の特殊性すなわち金為替本位制を規定したことについて、その機構が政治的・外交的情況の中で把えられるべきであるとする論点を追求した(「日清戦争賠償金の領収と幣制改革」、京都大学『経済論叢』第94巻第3号、昭和39年9月)。ほかに、高橋誠「日清戦争賠償金の研究」(同『明治財政史研究』昭和39年)がある。

金為替本位制は明治30年代前半にはこの特別の型を断続したが、その後日露



戦争期以後には外債発行手取り金に依存する型に転じ、前記第1次大戦後のヨーロッパ型をいちはやくとることになるが、さらに第1次大戦期には三転して出超による型に移行するに至った。大戦終了後に出超がやむとともに、大正9年の恐慌を経て遂に大正11年8月、政府は在外正貨を正貨準備と同一視する発行制度を禁止することとなるのであって、ここに日本の金為替本位制は廃止となる。<sup>\*</sup>

\* 著者は、大正6年の金輸出禁止でなく大正11年の措置に注目して、日本の金為替本位制は11年8月に廃止されたという。なお、ここで一言つけ加えるならば、著者はこの問題に関して次の記述を残している。「尤も之によって金為替本位制は形式的には廃止されたとはいうけれども実質的に見れば金為替の運用は、一の金融技術の問題として又保証準備問題として取扱われうるものであるから、問題は尚ほ此等の点に関して残されていると云はなければならぬ」（松岡前掲書、102ページ）。これは、さきに一言しておいた著者が金為替本位制の概念に全く無頓著ではなかったことを示す例の一つである。著者はここで概念の再検討を後日にゆだねたものとみることができよう。

ついでに言えば、後述のように、著者は満州国幣制改革をとり上げるときに「一種の銀(金)為替本位制」の用語を多く用いているが、これは概念規定に関する著者の工夫の一端を示すものであろう。

### 3 時論上の意義

#### (1) 満州国幣制改革の提唱

朝鮮における金為替本位制に関する制度史的研究が本書のメリットの一つであることは、さきにのべたとおりである。すなわち、日本銀行券を発行準備にとり入れた朝鮮銀行の発券制度の成立（明治44年）を、その前史にさかのぼって考察した後に、朝鮮銀行券の満州（一部地域）への進出をのべたのである。著者はこの成果を視野において、満州国（昭和7年成立）の幣制改革を提唱した。小論で本書の時論上の意義というのはこのことを指しているが、本書がこの提唱をした事実は、田中書評も言及していないように、当時注目されることはなかったし、また、小論冒頭でのべたようにそれ以後も同様であった。

満州国幣制改革さらに根本的には銀問題に対する当時の一般の関心がどのようであったかは、別に検討を要するであろう。しかし主たる関心が金本位制復帰の見込と見込のないときの通貨制度にあった反面、銀本位制国への関心はあまり高くはなかったといえよう。そうであれば、本書のこの提唱はアカデミーにおける理論的・実証的研究の成果にもとづく政策提唱として、とくに貴重であったといえる。

\* この問題について興味深い事例を紹介しておこう。通貨制度研究会（昭和7年設置、委員長山崎覚次郎）は、8年4月、全国の学者と実際家に対してつぎの3項目を示して所見を求めた。

- 1 世界の通貨制度は近く金本位に復帰する見込みありや。
- 2 其見込みありとするも相当の年月を要するとせば、我国は其間における対策をいかにすべきや。
- 3 世界の通貨制度は新らしき形態を採るものとすれば
  - (1) 其形態はいかなるものなりや
  - (2) 又いかなる形態をとらしむるが理想的にして且つ実行的なりや
  - (3) 此形態に達するまで我国はいかなる対策をとるべきや。

なお、上記に対して回答をよせた64人の中、その所見で銀本位制国に言及したものは極めて少数にすぎない（通貨制度研究会編『通貨制度研究会報告第一輯』昭和9年1月、参照）。

さて、第20章第4節「満州及満州国における金為替本位制」に入ろう。

満州国幣制は実質的には「一種の銀為替本位制」であって、銀建価格単位、準備規定（銀塊、金塊、確実な外国通貨または外国銀行に対する金銀預け金）はあるが兌換規定はなく、対外的には銀為替による引換、と要約することができる。ところが、それは米国の銀価引上法（昭和9年6月）によって危機（銀為替高、輸出不振）に陥ったのであるから、金本位制移行（「一種の金為替本位制」；「金円本位制主義」〔松岡前掲書、597ページ〕）は重要であり「常道」と著者はいう。著者がこのように満州国幣制改革を重要であり「常道」とあるというのはなぜであろうか。そのためには本書第17章へ目を向けねばならない。

第17章では満州国と同じ事情にある支那の幣制改革の問題をとり上げており、上海金ポンド（「一種の金為替本位制」）問題の現実すなわち支那幣制改革の接近についてのべ、さらに、将来の紐育ドル問題をも展望している。将来の金為替本位制の適用をブロック経済にみる著者の考方はさきに紹介したとおりであるが、その問題は当時の極東においては、実は満州国と支那の幣制改革における日本と英（米）国の関係の問題であることを、著者はみていたと考えられよう。

このように満州国幣制改革は支那のそのの接近との関係でいわれているのであるが、問題は本書の記述がそこまで終っていることである。したがって、本書の記述だけをもってしては、この幣制改革の全体像は把えがたいといわねばならない。そこで、著者にもし全体像があるとすればそれはいかなるものかを考えるについて、若干の示唆をつぎに提供してみよう。

(2) 松岡「支那の幣制改革と其の意義」（昭和11年1月）および松岡「将来の通貨制度」（昭和8年5月）

本書序文（日付11年初夏）は本書成立の由来についてつぎのようにいう。

「私が此の特殊研究に関心をもったのは昭和5年世界恐慌の嵐の漸く吹き募らんとして世界各国の朝野が其の対策樹立に沈潜せる時であった。昭和8年上述金問題研究の発表後直ちに執筆、昨秋擱筆…」（松岡前掲書、序文4ページ）。

みられるように執筆完了は10年秋であった。それ以後満州国幣制改革に関連して重要なことは、対英クレジットを基礎とした支那幣制改革着手（10年11月3日）<sup>\*</sup>であろう。事態のこの展開にさいして、著者はさっそく「支那幣制改革と其の意義」（『経済論叢』第42巻第1号、昭和11年1月）を発表した。著者はこの論文で、その措置を「支那に投ぜられたライフ・ブイ」と評し、さらに、「ポンド金為替本位制」が純粹に資本主義制型であるのに対して、「東京金円は極東とくに支那に関する限り其の純粹性は少からず歪曲されている」との「判断」を示した（傍点は筆者）。この論文に示された「判断」はとくに重要

であり、記憶しておかねばならない。したがって、この論文は本書の時論に関する重要な補論であるといつてよい。

\* 「中国政府通貨改革を断行」（『銀行通信録』昭和10年11月20日）（日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第34巻、昭和48年）を参照。なお、このときの支那幣制改革着手に関する諸事情を理解しておくことは、小論のために有益であろう。近年この方面の研究が進んでいるが、ここには、野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』1981年）、とくに小林英夫「幣制改革をめぐる日本と中国」をあげるにとどめよう。

さて、著者の満州国幣制改革構想の全体像を考えるための、もう一つの示唆をのべよう。著者が日本を中心とする「一種の金為替本位制」；「金円本位制主義」というときの日本自体の通貨政策の方針に関する考は、本書にはみられない。あらかじめ一言しておいたように、著者はブロック経済への適用のさいの目標として、金為替本位制の運用を金貨本位制に近く運用することを示していた。そこでこのことに導かれて、通貨政策の方針を著者の本書以前の著作に求めるとすれば、もっとも重要なものは「将来の通貨制度」（昭和8年5月）であろう。これは前記の通貨制度研究会からの質問に対して著者が答えた文書であって、著者が8年5月の状況をどのようにみていたかを示している。その論旨を要約すればつぎのとおりである。

- 1 世界経済組織の根本原則に変化がない限り、世界の金本位制復帰は見込みがあるが、近年の世界の状況からすれば、それが近いことは見込みえない。
- 2 金本位復帰が近く見込みえない状況での今後の我国は、米英仏との協調の下に、日満ブロック経済の安定と国際経済への協力とを進めねばならない。国内諸政策のうち金融面では、緊密な日満経済関係の確保を必要とするが、それ以上に健全通貨主義（「日本銀行の独立性」、国家と地方の「財政均衡」、妥当な「為替安定政策」）を考慮せねばならない。また、銀本位国への対応策の考究が重要である。
- 3 我国の貨幣制度に関する今後の対策を総括的に展望して、「世界の最大

債権国の意図に基づく方策に協調するの範囲を出ない」という。<sup>\*</sup>

このように「将来の通貨制度」は大づかみにいえば、対米英協調を基本とする経済運営を予想するのであって、小論にとって極めて興味深い。私はこれを『金為替本位制の研究』における時論の原型とみるのである。

\* 前掲、通貨制度研究会編『通貨制度研究報告第一輯』474-477ページ。松岡『金問題研究』昭和8年、109-113ページに再録。

#### 4 あとがき

小論では、『金為替本位制の研究』において著者が何を考えそのうち何を果たしたか、また何を残したかを、中心に考察を試みた。前2者についてはとりまとめを省略し、最後の点についてだけのべて、むすびとしたい。

本書の金為替本位制の概念についての田中書評の批評はそのとおりであるし、また、近年の金為替本位制度に関する本書の記述の若干の不備に対する田中書評の指摘も適切である。しかし、それらの問題はがんらい著者が後日の課題として残したものではなかったか、そしてそのことは、著者序文からすれば、満州国幣制改革の提唱を含む本書の刊行を著者が急いだためではなかったと考えられる。

満州国幣制改革の提唱は一般に関心の高くない分野に対する著者の研究の成果に基づくものであって、貴重である。しかしその幣制改革の全体像はいかなるものであったかを知るためには、本書だけでなく、その外に著者の他の著作をも検討することが必要である。「将来の通貨制度」における米英協調型の経済政策運営の考方を、「支那の幣制改革と其の意義」における「判断」（東京金円は極東特に支那に関する限り其の〔資本主義制型〕純粹性は少からず歪曲されている）と比べると、そこに時局推移に対する著者の所懐をうかがうことがで

きるし、また、とくに満州国幣制改革の全体像——少なくともその基本部分——を理解するための示唆（イギリス依存の支那幣制改革との関係の将来に対する懸念）をえられるのではないか。

最後に、松岡博士著書論文目録について若干のべておこう。

「故松岡博士主要著書論文目録」（京都大学『経済論叢』第79巻第3号、昭和32年3月）、「故松岡孝児博士著書論文目録」（北海道大学『経済学研究』第12号、昭和32年9月）、があり、後者が詳しい。後者に対して論文1、辞典項目若干を追加しておきたい。

円対磅の通貨戦 『中央公論』昭和14年4月

イタリー銀行制度、貨幣制度、支払保証割引銀行、シンメタリズム、動産銀行、農業銀行、パリ金融市場、フランス貨幣制度、フランス銀行、フランス銀行制度 『経済学辞典』（大阪商科大学経済研究所編、昭和7年）

イタリー銀行制度 『金融大辞典』（橋爪明男編、昭和9年）

（昭和59年10月10日）